



### ◇おかげ様で100号となりました

RM&FPニュースを発行してから今回で100号となりました。

これもひとえに皆さまからのご支援の賜と心より感謝申し上げます。

これからも皆さまにとってお役に立てる情報を伝えたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

### ◇人生100年時代に備えるために

前号で「ライフシフト」をご紹介しましたが、人生100年時代はかなり現実的になるようです。

10月12日に京都で東京大学の薬学部教授、池谷裕二氏の講演を聴いてきました。

その中で、まず学者が使う統計資料では、平均寿命よりも寿命中位数を用いるそうです。

寿命中位数とは同年度に生まれた人たちの人口が半分になる年数をいいます。

平均寿命は0歳児の赤ちゃんの死亡もカウントされるので、年齢は低めとなります。

寿命中位数は人口が半分になる年齢なので、平均寿命よりは高めの年齢となります。

平成22年の統計では男性で82.63歳、女性で89.15歳となります。

平成28年度の生命表を見ると、男性は83歳を超えており、女性もまもなく90歳を超えようとしています。

その年齢で現在生存されている方々は、第二

次世界大戦を経験し、劣悪な環境と食料事情、そして、充分な医療も受けられない大変な時代を過ごしています。

池谷先生の講演の中でG7といわれる国々、日本をはじめ、米国、英国、イタリア、ドイツ、フランス、カナダでは2007年に生まれた子の50%は100歳以上まで生きるというデータを示しました。

日本が最も高い年齢で107歳、最も低い年齢でドイツの102歳でしたので、G7全ての国々が超高齢化社会になることを予想しています。

平和で快適な環境と、充分過ぎるほどの栄養、そして医療技術の劇的な進歩で、寿命中位数も劇的に伸びていくものと思われます。

寿命が延びることは大変良いことですが、まずは健康を維持しながら、どう生活を営んでいくかも考えなくてはなりません。

特に日本においては公的年金、医療保険、介護保険などの財政が圧迫することが容易に予想されますので、これからは現時点での社会保障の仕組みに安住出来なくなるのではないかと思われます。

そこで若いうちから、いかに長く働いて収入を得るスキルを上げることや経験を積んでおくことが大切になってきます。

また、低金利時代における資産形成手法をいち早く身に付け、出来るだけ早い時点での手当をしていくことも非常に大事です。

若くて残り時間の多い人は有利に展開します。

## ◇円満相続のコツ

民法上の相続割合は兄弟姉妹均等です。

一見すると公平の様に思われますがこの均等が実は「相続争い」の元になっています。

財産が現金や投資用の上場株式、投資信託だけであれば均等は可能です。

株や投信は現金化が容易であるからです。

しかし、土地や建物、マンション、企業オーナーの自社株(取引相場のない株式)、書画骨董はそう簡単ではありません。

順番に考えていきましょう。

まず土地ですが、土地にはいろいろな価額があります。

時価・公示価額・路線価・固定資産税評価額など一物四価となります。

一般の方には複雑で大変わかりにくいです。

しかし、日本人の所有財産の41%は土地といわれています。

よって、土地にまつわる知識は皆様にとって重要であり必須の知識です。

でも私たちは土地の売買を行なったり、そこに建物を建てたりする訳ではありませんので相続上のツボだけを押さえておけばいいと思います。

まず相続において土地の評価はどの評価価額を使うかが問題となります。

分割上の基本は時価となります。

ただし、相続税上の評価は路線価でも構いませんので通常は路線価を使用して評価します。

一般的に、時価は110、公示価額が100、路線価は80、固定資産税評価額は70、これが大体の目安になりますので、時価は路線価の約1.375倍となります。

例えば、土地が欲しい人は、自分の取り分を多くしたいと考えますので、土地の時価評価を下げ

たいと思っています。

土地をもらわない人も、自分の取り分を多くしたいと考えるので、逆に土地の時価評価を上げたいと思っています。

しかし、時価は路線価のように明確に決められていません。

時価とは不特定多数の当事者間で、自由な取引が行われる場合に、通常成立すると認められる価額であり、財産評価基本通達で明記されています。

そのため、少しでも自分が有利になるように、時価評価で揉める案件が裁判となります。

土地面積が家1軒分しかなく、分けたくても分けようもない場合、これが問題ですし、このケースが最も多いのです。

「うちは財産がないので相続でもめるようなことはないですよ」とおっしゃる方がむしろ分割協議の中で、もめやすいというデータもあります。

土地が何ヶ所もある場合でも、どれが欲しいかとなると、これはこれで、もらう人のそれぞれの思惑があり、すんなりとは解決出来ません。

土地にはこの様な側面がある事を知るべきで残す側(被相続人)の方も、土地をどのように継承するかを明確にすることが必要です。

利用の予定がない土地は、早めに売却して現金化しておかないと、納税資金が不足します。

相続が発生してからの土地の売却は困難を極め、場合によっては、納税を急ぐがために二束三文的な価格にての売却の恐れも出できます。

そこで、出来るだけ早い段階で、専門家(相続診断士等)のアドバイスを受け、笑顔で相続できる仕組みと一緒に考える事が必要です。

## ◇秋の安全運転ポイントと対策

平成28年の交通事故をみると、4件に1件は横断中の歩行者との死亡事故です。

事故の内容を見ると歩行者側に違反がみられるケースも少なくありません。

なかでも「走行車両の直前直後の横断」「横断歩道以外の横断」が目立つほか、赤信号で横断してくる歩行者もいます。

歩行者との事故を防ぐためには、このような歩行者の横断をいち早く予測することが大切です。

そこで今回は、横断歩行者を予測するポイントをみていくことにします。

対向車の通過直後に、対向車線側（道路の右側）にいる歩行者が横断してくることがあります。特に背の低い子どもや高齢者は発見が遅れがちになります。

道路を挟んで子ども同士や子どもと親が向かいあっているときは、子どもが道路の安全を確認せずに友達や親のところに、突然駆け寄ることがあります。

「ながらスマホ」をしている歩行者が、信号が赤に変わったことに気づかず、道路を横断してくることもあります。

薄暮時はものが見えにくくなるため、歩行者が接近してくる車に気づかなかったり、車との距離の判断を誤って横断してくることがあります。

走行中は道路の右側の状況にも目を配るとともに、対向車があるときは、通過直後に歩行者が横断してくるかもしれないと考えて、意識して歩行者の有無を確認します。

子どもを見かけたら、道路の反対側にも目を向け、親や友達などがないか確認します。

「ながらスマホ」をしている歩行者を見たら、たとえ赤信号でも、それに気づかず横断してくるか

もしれないと予測しましょう。

薄暮時は早めにヘッドライトを点灯させて自車を目立たせるとともに、横断しそうな歩行者がいるときはスピードを落として、歩行者の動きに十分注意しましょう。

車の運転においては、「歩行者が飛び出してこないだろう」というのではなく「歩行者が飛び出してくるかもしれない」という考え方になることが重要です。

「だろう運転」思考から「かもしれない運転」思考に変えましょう。

ここで、万が一歩行者との事故が発生したときの対処方法として、まずは周囲の安全を確認しながら、けが人の救済を一番先に行います。

必要とならば救急車の手配も行います。

それと同時に二次災害とならないよう、安全な場所に移動することも大事です。

その後に110番に連絡します。

例え赤信号で横断している歩行者でも、ケガをするのは大抵歩行者となります。

過失の云々はともかく、ケガ人の救済は最重要となります。

秋が深まると特に感じるのは、薄暮時においてライトの点灯がされていない車が数多く見受けられることです。

歩行者や他の車からの認知性が高まりますので、早めの点灯は必要だと思います。

2016年10月7日の保安基準改正によりデイライト（デイタイムランニングライト＝昼間点灯）が解禁されたので、欧米のように日中からライトの点灯がなされることは良いことだと思います。

2020年より義務化されるオートライトとともに薄暮時における認知性、被視認性が格段に高まり、事故の軽減に繋がります。

## ◇秋の夜空に思いを寄せて

アンドロメダ座は、晩秋から初冬にかけての宵に天頂を通り過ぎる大きな星座です。

古代エチオピアの王ケフェウスと、王妃カシオペアは娘のアンドロメダを溺愛していました。

そこで、親バカぶりを發揮しすぎて、母親がなりふり構わず、あちらこちらで自慢したものですから、神々の逆鱗に触れました。

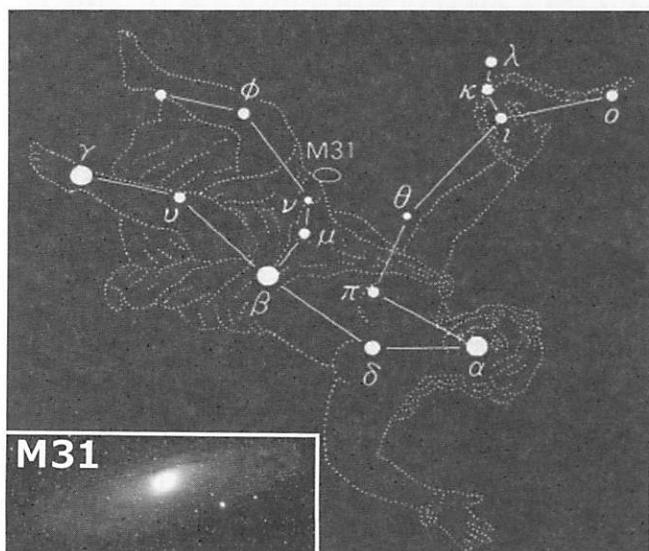
そこで神々は娘のアンドロメダを怪物クジラの生け贋にしようと両腕を鎖でつなぎ止めました。

その姿を表したのが星座の形となっています。

そこにペルセウスが通りかかり、怪物クジラと闘い、見事退治してアンドロメダを救いました。

アンドロメダ座で有名なのがM31といわれるアンドロメダ大星雲です。

夜空が暗い環境であれば、肉眼でもぼんやりとした感じで見ることができます。



## 発行者 有限会社 FPコンパス

武田 幸夫 永森 忠大

多田 恵子 土赤 妙

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34



0800-800-1567 TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

URL <http://www.fpcompass.co.jp>

E-mail [mail@fpcompass.co.jp](mailto:mail@fpcompass.co.jp)

## ◇金融リテラシー向上のためにIV

### 天童市生涯学習講座

天童市教育委員会・天童市市民プラザ主催の2つの講座、今からでも間に合います。

講座内容は

### ◇「女性のためのやさしいマナー講座」

◆大木隼人 (FP)

11月15日(水)10:00~12:00



### ◇「マイナス金利時代のかしこい資産のつくり方

(中級編)」

◆武田幸夫 (FP)

11月25日(土)10:00~12:00



講座会場は天童市市民プラザです。

お申込:天童市市民プラザ迄 ☎ 023-654-6200

## 天童まちなか大学

### ◇「若い世代のための保険セミナー」

◆大木隼人 (FP)

11月11日(土)10:00~11:30



講座会場はFPコンパスセミナールームです。

お申込:FPコンパス迄 ☎ 0800-800-1567

0800-800-1567